

東広島市農業委員会令和元年7月（第7回）総会議事録

- 1 開催日時 令和元年7月30日(火) 午前10時から11時30分まで
- 2 開催場所 市役所本館4階 402, 403会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見 昌嗣	3	長原 毅	4	清水 寿昭
5	森原 敏昭	6	岡本 義則	8	脇坂 俊之
9	原 茂正	10	台川 洋子	11	杉本 源藏
12	加栗 建男	13	窪田 恒治	14	佐伯 隆弘
15	田辺 寿孝	16	黒川 克輝	17	小池 智慧登
18	古川 国昭	19	在間 千鳥	20	瀬戸 則昭
21	岡土居 正弘	22	住井 正美	24	立川 万里子

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名
2	小倉 亜紗美	7	古本 啓之
23	木原 省五		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 17番 小池 智慧登 委員 18番 古川 国昭 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 27 号 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について

議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

- 議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 31 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 29 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 30 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	加二谷 達 雄		
農地保全係長	定 井 芳 紀		
農地係長	法 専 信次郎		
農地係主査	津 山 隆 之		
農地係主任	和 田 麻依子		
農地保全係主任主事	菊 田 直 紀		
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄		
生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長	貞 清 良 成		
生活環境部豊栄支所地域振興課主査	岡 本 美由紀		
生活環境部河内支所地域振興課主査	木 村 ゆかり		

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	瀬 野 健 士		
産業部農林水産課担い手支援係主任主事	豊 田 宏		

議 長	<p>これより7月の総会を開会いたします。</p> <p>在任委員数が24人中21名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定によりまして、17番の小池委員さん、それから18番の古川委員さんを指名いたしますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和元年7月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>< 異議なし ></p> <p>それでは、会期は令和元年7月30日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それではまず、議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課より説明をお願いいたします。</p>
豊田主任主 事	<p>議長、農林水産課豊田です。</p> <p>私からは、議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。これより着席してご説明させていただきます。</p> <p>それでは、配付させていただいております議案第27号別紙をごらんください。</p> <p>本件は、本年5月に受け付けしました農業振興地域の農用地区域からの除外申し出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画を変更する必要が生じたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点について、主な概要を説明いたします。議案の2ページをお開きください。</p> <p>農用地区域からの除外について説明します。</p> <p>本件におきましては7件の申し出があり、内容としましては墓地駐車場、太陽光発電所など、面積にして約6,849㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJ Aなど関係機関と事前審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申し出地における土地改良事業の有無は、3ページをご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある案件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>続いて、4ページをお開きください。</p> <p>農用地区域への編入でございます。</p> <p>本件においては1件の申し出があり、内容としては、農業経営基盤強化準備金を活用するため、農業用施設用地として面積にして約210㎡を編入しようとするものでございます。本制度を活用するためには、農振農用地区域内の農業用施設用地であることが必要条件であり、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件を満たすことから、編入を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更の際には、用途区分変更の申し出はございませんでした。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては6ページに記載しておりますので、随時ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。農林水産課の豊田主任主事からご説明いただきました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p>

	< なし >
議 長	<p>では、ご質問がないようでございますので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 挙手多数 >
議 長	<p>ありがとうございます。多数でございますので、議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。農林水産課の瀬野課長補佐様、豊田主任主事様、ありがとうございます。</p> <p>それでは退席をお願いします。</p>
	< 瀬野課長補佐、豊田主任主事、退室 >
議 長	<p>次に、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 任	<p>議長、事務局和田です。</p> <p>まず、資料の差替えがございます。総会議案の5ページと6ページの裏表1枚について差替えをお願いいたします。内容は、事前に送付しました議案6ページの議案番号85-13について、申請者の申し出により3筆の申請のうち、1筆が取り下げとなり、それに伴い合計面積、筆数に変更となるものです。また、他の筆数の集計に誤りがございましたので、訂正しておわび申し上げます。</p> <p>それでは、議案第28号について説明いたします。</p> <p>今月は13件の申請がありました。内訳は6ページをごらんください。</p> <p>田28筆、32,129㎡、畑5筆、1,929㎡、合計33筆、34,058㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、73-1について説明します。</p> <p>●●の南東400mのところ、親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。現在、この地区は県営圃場整備事業が実施されており、申請地については工事が完了し、土地改良法の規定に基づき一時利用地の指定がされ使用開始されています。</p> <p>続いて、74-2について説明します。</p> <p>●●の北3.9kmのところ、耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、75-3について説明します。</p> <p>●●の北北東1.4kmのところ、兄弟間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、申請地の4筆は利用権により農事組合法人に賃借していますが、受人は法人構成員であること、また経営地1,034㎡を耕作しており、その従事状況から、利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。</p> <p>続いて、76-4について説明します。</p> <p>●●の南西500mのところ、兄弟間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、77-5について説明します。</p> <p>●●の北東1.3kmのところ、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、78-6、79-7、80-8について関連しますので一括して説明します。</p> <p>●●の西南西1.2kmのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、81-9について説明します。</p> <p>●●の南西1.9kmのところ、特定遺贈のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p>

和田主任	<p>続いて、82-10について説明します。</p> <p>●●の南西1.8kmのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、83-11について説明します。</p> <p>●●の北西370mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●に居住していますが、比較的休耕地の多い東広島市での農業経営を目指しており、本申請地で経営規模拡大を図るものです。なお、耕作面積278㎡は●●の耕作面積であり、今回の申請を合わせると3,828㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、84-12について説明します。</p> <p>●●の北東350mのところ、新規就農のため所有権を移転するものです。受人は63歳の方で不動産会社を営まれています。これまで家庭菜園を通じて柑橘栽培を10年程度行っていました。老後の生活を農業経営に携わりたいとの思いから新規就農するものです。申請地にはイチジクを作付する予定で、農機具の使用法などの知識や技術は、イチジク栽培に長年取り組んでいる知人から指導を受け、習得し耕作する予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積は今回の申請により3,161㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、85-13について説明します。</p> <p>●●の北東700mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、13件の申請については、周辺地域における農業経営に及ぼす影響がないと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、ございませんか。</p>
	< なし >
議長	<p>それでは、5ページの81-9に関してですが、実はこの申請人と受遺者とは親が兄弟です。それから7筆ありますが、その内1,000㎡以上の5筆は農事組合法人●●のほうに利用権の設定をされておられます。したがって、先ほど事務局から農機具等があるということでございますけれども、残り2筆でしたら、農機具も有しておられますので、問題になることはなかろうと思っております。</p> <p>以上ですが、そのほかございますか。</p>
住井委員	人間の背丈ぐらい草が生えていて、農地として使えるのでしょうか。
法専農地係長	こちらのほうは、草を自走式の草刈り機で刈られて、あと果樹を植えるということで申請を受けています。
住井委員	イチジクは気候からいって●●ではできないのではないですか。
会長	できないことは無いと思いますよ。孫がいつも取りに行っています。
法専農地係長	草刈りについてはお願いするんですが、間に合わない時がありますのでご了承ください。
住井委員	端だけでも少し刈ってあればいいんですが。
法専農地係長	今後、しっかりと要請したいと思います。
議長	ほかにご意見はありませんか。
	< なし >
議長	<p>ないようでしたら、採決に入ります。</p> <p>議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号「農地法第3条の規定による許可

議 長	申請に対する処分決定について、許可することに決定をいたします。 次に、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
法 専 農 地 係 長	議長、事務局法専です。 議案の7ページをごらんください。 議案第29号でございます。 今月は2件の申請がありました。内訳は9ページをごらんください。 田28筆、6,580.17㎡、畑0筆、合計28筆、6,580.17㎡です。 内容につきましては、着席にて説明申し上げます。 それでは、8ページの21-1でございます。 農地改良のための一時転用事案です。申請者は●●に居住しています。申請地は、平成31年1月に農地法第3条の許可を受けて取得された建売住宅地の隣接地で、1筆ごとの面積が狭小で高低差があることから、農地改良により一面の畑にするため、許可後から12カ月の間一時転用しようとするものです。なお、改良完了後は許可申請時の営農計画どおり果樹を栽培されます。申請地は、●●の西北西550mに位置する小集団の第2種農地です。 続きまして、22-2でございます。 農地改良のための一時転用事案です。申請者は●●に居住しています。申請地は水はけが悪く、1筆ごとの面積が狭小であることから、農地改良により排水機能の向上など耕作条件の改善を図るため、許可後から24カ月間一時転用しようとするものです。なお、改良完了後はネギ栽培用の畑として利用する計画です。また、登記地目が宅地の筆につきましても周辺の農地と同様の状況を呈しており、改良後も畑として一体的に利用される計画です。 申請地は、●●の西北西850mに位置する農用地区域内の第1種農地です。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」と認められ、農用地区域内の農地の不許可の例外に該当します。 以上の2件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれもないと認められることから上程いたしました。 また、議案番号22-2につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いいたします。 説明は以上でございます。
	< なし >
議 長	只今、事務局から説明がございました。 担当の委員さんより補足説明があればお願いしたいと思います。
小 池 委 員	17番の小池です。 22-2ですが、申請者の全部の田んぼについて実は昨年の7月の豪雨災害によって用水路が山崩れで潰れています。したがって、今全部、自己保全というか、災害田になっております。災害田といいましても土砂で埋まっているのではなく、水が来ないので稲が植えられないということです。現在、激甚災害の用水路復旧工事をやっており、その用水路が直らんと水稲もできんということで、農地改良を考えられたということですね。したがって、期間24カ月というのは、用水路が早く復旧したら多少考え方も変わるかもわかりませんが、そういうことであります。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 そのほかございますか。ございませんか。
議 長	それでは、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 よろしいですか。
	< なし >
議 長	それでは、ないようでございますので、採決に入ります。 議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、9ページの22-2に

議 長	<p>については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>＜ 全員挙手 ＞</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」、22-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
津山主査	<p>議長、事務局津山です。</p> <p>それでは、総会議案の10ページをごらんください。</p> <p>議案第30号について説明します。</p> <p>今月は30件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の17ページをごらんください。</p> <p>田35筆、24,838.96㎡のうち、転用面積19,195.05㎡、畑10筆、4,344㎡のうち、転用面積3,894㎡、合計45筆、29,182.96㎡のうち、転用面積23,089.05㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、133-1について説明します。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび、隣接する地目山林の筆に太陽光発電設備を設置するに当たり、倉庫を2棟設置し、発電施設の維持管理用の資材を保管するとともに、不動産業で使用する看板や杭、ポールなども集約して保管する計画です。申請地は、●●の東860mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、134-2について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。現在アパートに住んでいますが、妻の実家近くの本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西360mに位置し、●●地区として平成4年度から平成14年度にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは、平成26年11月28日付で除外済みです。</p> <p>続いて、135-3について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築業を営む会社です。このたび、現在借りている資材置場が手狭であり、隣接する地目原野部分と併せて本申請地を資材置場として転用しようとするものです。申請地は、●●の南東1,000mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、136-4から140-8は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>建売住宅への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび、本申請地に建売住宅12棟を建築、販売するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東230mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、141-9について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北950mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、142-10について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西2,000mに位置する第2種農地です。</p>

津山主査

続いて、143-11について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東1,700mに位置する第2種農地です。また、申請地は鶏舎として使用されてきましたが、農振農用地からは令和元年6月14日付で除外済みです。

続いて、144-12について説明します。

宿舎への転用事案です。受人は●●に本店を置き、製造業を営む会社です。このたび、申請地の隣接地において、現在賃借中の従業員宿舎が関連会社の工場建築に伴い取壊しとなるため、本申請地に新たに従業員宿舎を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東220mに位置する第2種農地です。

続いて、145-13について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび、実家近くの本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南西120mに位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、146-14について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび、祖母の自宅の隣地であり、実家にも近い本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西430mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、147-15について説明します。

庭敷への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび、譲渡人が所有する空き家を購入し、そこに住む計画で、隣接する申請地を庭敷として整備するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南西740mに位置する第2種農地です。

続いて、148-16について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東330mに位置する第2種農地です。

続いて、149-17について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東450mに位置する第2種農地です。

続いて、150-18と151-19は同一案件ですので、一括して説明します。

資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築業を営む会社です。現在、●●に事業部を置いています。昨年度の豪雨災害後、復旧工事の受注が増え、資材と車両を新たに購入し、その置き場として会社近くの本申請地が条件に合うことから、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東1,200mに位置する第2種農地です。なお、宅地造成の許可申請については、担当部局に提出されております。

続いて、152-20について説明します。

駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、保育業を営んでいます。現在、園内の車庫に園児用の送迎用マイクロバスを駐車していますが、手狭であることから、園向かいの申請地を新たにマイクロバス用の駐車場として整備するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東420mに位置する第2種農地です。

続いて、153-21と154-22は関連しますので、一括して説明します。

資材置場及び進入路への転用事案です。受人は●●に本店を置き、自動車部品加工業を営む会社です。このたび、●●工場において資材置場として使用していたスペースに工場を増築したため資材置場が手狭となり、工場に隣接する本申請地を資材置場として、またそこへの進入路として整備するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西930mに位置する第2種農地です。

続いて、155-23について説明します。

津山主査

福祉施設及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、障害者支援事業を営む法人です。現在、隣接地でデイサービスを営んでいます。インターチェンジもできて交通の利便がよく、利用者が年々増加しています。このたび、利用者側からの要望に基づき、既存の施設を一時預かりが可能なグループホームに改装し、申請地にデイサービスセンター及び駐車場を整備するため転用しようとするものです。駐車場については、現在敷地内に詰めて駐車しており、県道を挟んだ側にも数台置けるスペースを借りていますが、交通量も多く利用者の安全確保が困難なことから、本申請地に併せて整備する計画です。

申請地は、●●の北西430mに位置し、●●地区として平成4年度から平成7年度にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは、令和元年6月14日付で除外済みです。

続いて、156-24について説明します。

美容室への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび、夫婦で美容室を営むため、義父が所有する申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南770mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、157-25について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西270mに位置する第3種農地です。

続いて、158-26について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東1,900mに位置する第2種農地です。

続いて、159-27について説明します。

営農型太陽光発電設備への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。平成28年8月に営農型太陽光発電設備の許可を受け、アラゲキクラゲ栽培を行っていますが、このたび一時転用期間の3年が終了するため、再度一時転用許可を申請するものです。太陽光パネルの下部の農地においては、引き続きアラゲキクラゲの栽培を行う予定で、この3年間における収量は、菌床設置後、初年度は12月に工事が完了したため収穫はありませんでしたが、平成30年2月以降の報告では、地域の平均的な単収の8割以上の実績があります。

申請地は、●●の南西400mに位置し、●●地区として平成4年度から平成7年度にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された農振農用地区域内の第1種農地です。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

続いて、160-28と161-29は同一案件ですので、一括して説明します。

建売住宅への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび、本申請地に建売住宅8棟を建築、販売するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東350mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、162-30について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東1,500mに位置する第2種農地です。

以上説明しました30件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考え

津山主査	ます。上程議案中、番号134-2、146-14、155-23、156-24、159-27については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。
議 長	只今、事務局から説明がございました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。 よろしゅうございますか。
	< なし >
議 長	では、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。 よろしいですか。
	< なし >
議 長	それでは、ないようでございますので、採決に入ります。 議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、11ページの134-2、13ページ、146-14、15ページ、155-23、156-24、それから16ページの159-27については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、134-2、146-14、155-23、156-24、159-27については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第31号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
菊 田 主任主事	議長、事務局菊田です。 議案第31号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。 ●●から北東750mのところ position する空き家に附属する6筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。 ① ●●406番1、地目畑、121㎡です。② ●●408番の2、地目畑、46㎡、③同じく●●452番、畑626㎡、④同じく●●455番、地目畑、952㎡、⑤同じく●●456番、地目畑、310㎡、⑥同じく●●462番、地目田、703㎡、計2,758㎡。現在、空き家の東側、ここですね。ここ、空き家の東側406番1、畑121㎡と、それから6番のここですね、この農地ですね。この406番の703㎡は一部耕作されていますが、購入者が決まれば返すことになっております。他の農地は耕作されておりません。雑草が繁茂しており、貸借の対象とはなりにくい状況です。空き家とセットで売買されない限り、農地が耕作されることは難しいのではないかと思います。現在購入希望者がおり、購入ができれば除草をして、トラクターで耕運する予定と聞いております。 説明は以上です。ご審議をお願いいたします。
議 長	担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いします。よろしいですか。 それでは、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようでございますので、採決に入ります。 議案第31号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1

	a に設定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第31号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1 a に設定することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>報告第28号から報告第30号について、事務局のほうからお願いします。</p>
法専農地係長	<p>議長、事務局法専です。</p> <p>報告第28号から報告第29号までを私から説明申し上げます。</p> <p>本件は、東広島市農業委員会規程に基づいて専決処分したものです。</p> <p>内容は、着席にて説明申し上げます。</p> <p>報告事項の1ページから4ページをごらんください。</p> <p>市街化区域内における農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となる案件です。農地法第5条第1項第6号の規定による届け出を11件受理しております。</p> <p>続きまして、5ページから10ページをごらんください。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんと現地調査の結果、16件、計26筆のうち、1件1筆、76-2番を農地として回答し、その他15件25筆につきましては非農地との回答をいたしております。</p> <p>報告第28号から報告第29号につきましては以上です。</p>
定井農地保全係長	<p>議長、事務局定井です。</p> <p>それでは、私からは報告第30号についてご説明申し上げます。</p> <p>本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づいて専決処分したものでございます。報告事項の11ページから20ページです。</p> <p>これは、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにて調査した結果、再生利用が困難な農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、●●の農地について、20ページの下に掲載しておりますように、田47筆、24,295㎡、畑54筆、27,018㎡、合計101筆、51,313㎡を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、今後所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等への関係機関へ情報提供を行うこととなります。</p> <p>なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認した際の写真等の資料をもとに事務局から説明をさせていただき、非農地判断に同意する旨の確認書をご提出いただいております。</p> <p>報告第30号についての説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員の皆様方から何かございましたらお願いいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p>
	< なし >
議長	<p>それでは、事務局のほう何かありますか。ありませんか。</p> <p>では、ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりましてご審議まことにありがとうございました。</p> <p>それでは、次回の8月総会について森原会長職務代理さんのほうからご報告をお願いいたします。</p>
	< なし >
森原職務代理者	<p>それでは、次回8月総会は8月30日金曜日9時30分から、会場は市役所本館4階、402号室、403号室で行うことを予定しております。ご出席のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で7月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 17番 小池 智慧登 委員 18番 古川 国昭 委員